

お知らせワイド

安全でおいしい水を次世代へ

本市の水道普及率は99.88%で、市民生活にとって欠かせないライフラインとなっています。

昭和42年の給水開始以来、約50年にわたり水道施設を計画的に整備、管理し、市民の皆さんに安全でおいしい水を持続的に供給しています。

今回は、本市の水道水の特徴と、本年度新たに開始した濁り水が発生したときの減免制度についてご紹介します。



安全・安心

市では、水道水が飲み水として安全かどうかを確認するため、法で定められている水質検査を実施しています。

水源地から蛇口に至るまで、徹底した安全チェックを行うことで、市民の皆さんにいつでも安心して水道水を飲んでいただくことができます。

水質検査の結果は、市ホームページに掲載しています。

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2014112306293/suitsukensa.html>



川崎加圧ポンプ場

おいしい

本市の水道水のおいしさの理由は、緑豊かな山々が生み出した良質な地下水を主な水源としていることです。この良質な地下水は、水をきれいにするための工程をほぼ必要とせず、おいしい水道水として、市民の皆さんのもとへ届けています。



安 価

東洋経済新報社が『都市データパック2023年版』で発表した市町村ランキングによると本市の水道料金(※)は県内で最も安いという結果でした。

今後も、管路や施設の更新事業の進捗状況を見極めながら、水道料金の適正化を図り、経営基盤の強化に努め、安価で安全・安心な水道水の安定供給を通じて、住みやすいまちづくりにつなげます。

※水道(13mm口径)を1カ月で24m³使用した場合で算出



中の山配水池

濁り水が発生した場合には水道料金の減免制度をご利用ください

濁り水(蛇口から茶褐色の水が出ること)が発生し、解消するまで放水された分の水道料金について、使用水量から放水相当量(原則として1m³単位)の水道料金を減免できる場合があります。

濁り水が発生する主な原因は、水道管の中の圧力が変わり、水道管内に付着していたさびなどがはがれ落ちてしまうことです。

(濁り水の発生例)

- 消火活動の際、消火栓の急激な開閉により水の流速に大きな変化が生じた場合
- 水道管の取替工事および緊急工事を実施した場合
- 地震発生に伴う水道管の漏水等により濁り水が発生する場合
- 落雷等による加圧ポンプ場の停電 など

※1m³は、口径13mmにおいて約1時間放水した場合の水量(家庭用浴槽約4杯分)です。

申請方法 減免を受けるには、水道料金等減免申請書の提出が必要です。申請書の提出後、濁り水の状況を調査の上、減免の審査を行います。減免となった場合は、次回の水道料金請求時に使用水量から放水相当量を差し引いて請求します。

※なお、周囲で濁り水が全く発生していないなど、濁り水の原因が宅地内の水道管であると判断した場合は、減免ができないこともあります。

さびなどの成分は鉄分ですので、濁り水を飲んでしまっても体に害はありませんが、ひどく濁った水は飲まないでください。

濁り水が発生したら、まずは上水道課へご相談ください。



問合せ先 上水道課上水道管理グループ(☎97-0621)